

国 自 基 第 1 5 1 号
令 和 8 年 1 月 9 日

北海道運輸局長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」（令和8年国土交通省告示第8号）が制定されたことに伴い、当該告示の規定に基づき、「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について」（平成15年10月1日国自技第151号、国自環第134号）を別添のとおり改正したので、遺漏なきよう取り計らわれたい。

また、関係団体には、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。

国 自 基 第 1 5 1 号
令 和 8 年 1 月 9 日

東北運輸局長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」（令和8年国土交通省告示第8号）が制定されたことに伴い、当該告示の規定に基づき、「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について」（平成15年10月1日国自技第151号、国自環第134号）を別添のとおり改正したので、遺漏なきよう取り計らわれたい。

また、関係団体には、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。

国 自 基 第 1 5 1 号
令 和 8 年 1 月 9 日

関東運輸局長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」（令和8年国土交通省告示第8号）が制定されたことに伴い、当該告示の規定に基づき、「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について」（平成15年10月1日国自技第151号、国自環第134号）を別添のとおり改正したので、遺漏なきよう取り計らわれたい。

また、関係団体には、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。

国 自 基 第 1 5 1 号
令 和 8 年 1 月 9 日

北陸信越運輸局長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」（令和8年国土交通省告示第8号）が制定されたことに伴い、当該告示の規定に基づき、「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について」（平成15年10月1日国自技第151号、国自環第134号）を別添のとおり改正したので、遺漏なきよう取り計らわれたい。

また、関係団体には、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。

国 自 基 第 1 5 1 号
令 和 8 年 1 月 9 日

中部運輸局長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」（令和8年国土交通省告示第8号）が制定されたことに伴い、当該告示の規定に基づき、「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について」（平成15年10月1日国自技第151号、国自環第134号）を別添のとおり改正したので、遺漏なきよう取り計らわれたい。

また、関係団体には、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。

国 自 基 第 1 5 1 号
令 和 8 年 1 月 9 日

近畿運輸局長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」（令和8年国土交通省告示第8号）が制定されたことに伴い、当該告示の規定に基づき、「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について」（平成15年10月1日国自技第151号、国自環第134号）を別添のとおり改正したので、遺漏なきよう取り計らわれたい。

また、関係団体には、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。

国 自 基 第 1 5 1 号
令 和 8 年 1 月 9 日

中国運輸局長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」（令和8年国土交通省告示第8号）が制定されたことに伴い、当該告示の規定に基づき、「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について」（平成15年10月1日国自技第151号、国自環第134号）を別添のとおり改正したので、遺漏なきよう取り計らわれたい。

また、関係団体には、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。

国 自 基 第 1 5 1 号
令 和 8 年 1 月 9 日

四国運輸局長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」（令和8年国土交通省告示第8号）が制定されたことに伴い、当該告示の規定に基づき、「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について」（平成15年10月1日国自技第151号、国自環第134号）を別添のとおり改正したので、遺漏なきよう取り計らわれたい。

また、関係団体には、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。

国 自 基 第 1 5 1 号
令 和 8 年 1 月 9 日

九州運輸局長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」（令和8年国土交通省告示第8号）が制定されたことに伴い、当該告示の規定に基づき、「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について」（平成15年10月1日国自技第151号、国自環第134号）を別添のとおり改正したので、遺漏なきよう取り計らわれたい。

また、関係団体には、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。

国 自 基 第 1 5 1 号
令 和 8 年 1 月 9 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示」（令和8年国土交通省告示第8号）が制定されたことに伴い、当該告示の規定に基づき、「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について」（平成15年10月1日国自技第151号、国自環第134号）を別添のとおり改正したので、遺漏なきよう取り計らわれたい。

また、関係団体には、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達） 新旧対照表

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）（平成 15 年国自技第 151 号、国自環第 134 号）（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
記 1. ～211. （略） 212. 適用関係告示第55条の2第6項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 (1)～(6) （略） (7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車、型式認定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車について改造等により型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車、型式認定による取扱いを受けた自動車及び<u>輸入自動車特別取扱を受けた自動車</u>以外の自動車となったもの 213. ～309. （略） <u>310.</u> 適用関係告示第4条第28項及び第29項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 (1) 令和12年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車 (2) 令和12年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車から種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種	記 1. ～211. （略） 212. 適用関係告示第55条の2第6項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 (1)～(6) （略） (7) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車、型式認定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車について改造等により型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車、型式認定による取扱いを受けた自動車及び<u>輸入特別自動車特別取扱を受けた自動車</u>以外の自動車となったもの 213. ～309. （略） （新設）

類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

- (3) 令和 12 年 8 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和 12 年 9 月 1 日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年 8 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車から種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

311. 適用関係告示第 7 条第 18 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和 10 年 8 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、かじ取装置に係る性能について変更のないもの
- (2) 令和 10 年 9 月 1 日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和 10 年 8 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車とかじ取装置に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和 10 年 8 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（かじ取装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）であって、かじ取装置に係る性能について変更のないもの
- (4) 令和 10 年 9 月 1 日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和 10 年 8 月 31 日以前に

(新設)

多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車とかじ取装置に係る性能が同一であるもの

312. 適用関係告示第7条第19項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和11年8月31日（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあっては令和13年8月31日、小型自動車（貨物の運送の用に供する車両総重量が二・八トンを超え三・五トン以下であってボンネットを有しないもの（車枠と車体が一体の構造のものを除く。）に限る。以下この項及び次項において同じ。）にあっては令和14年8月31日）以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (2) 令和11年9月1日（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあっては令和13年9月1日、小型自動車にあっては令和14年9月1日）以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、令和11年8月31日（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあっては令和13年8月31日、小型自動車にあっては令和14年8月31日）以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と緊急車線維持装置に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和11年8月31日（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあっては令和13年8月31日、小型自動車にあっては令和14年8月31日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（緊急車線維持装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和11年9月1日（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあっては令和13年9月1日、小型自動車にあっては令和14年9月1日）以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和11年8月31日（油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあっては

（新設）

令和13年8月31日、小型自動車にあっては令和14年8月31日)以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と緊急車線維持装置に係る性能が同一であるもの

- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

313. 適用関係告示第7条第20項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和11年9月1日(油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあっては令和13年9月1日、小型自動車にあっては令和14年9月1日)以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車(前項(2)の規定の適用を受けた自動車を除く。)
- (2) 令和11年9月1日(油圧式のパワ・ステアリング装置を備える自動車にあっては令和13年9月1日、小型自動車にあっては令和14年9月1日)以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車(前項(4)の規定の適用を受けた自動車を除く。)

314. 適用関係告示第7条第22項の「国土交通大臣が定める自動車」は、令和14年9月1日(輸入された自動車にあっては令和15年9月1日)以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車(特定共通構造部を備えたものに限る。)のうち、取扱いを受けた時点における細目告示別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1.に規定する対象装置の性能が令和14年8月31日(輸入された自動車にあっては令和15年8月31日)以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けたものと同一でなく、かつ、取扱いを受けた日から起算して二年を経過したもの(法第7条に定める新規登録(軽自動車にあっては法第59条に定める新規検査)を初めて受けた月の前月の末日から起算して10月を経過したものに限る。)とする。

315. 適用関係告示第7条第23項の「国土交通大臣が定める自動

(新設)

(新設)

(新設)

車」は、令和15年8月31日（輸入された自動車にあっては令和16年8月31日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。）とする。

316. 適用関係告示第13条第30項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

（新設）

- (1) 令和9年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (2) 令和9年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、令和9年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの
- (3) 令和9年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。）
- (4) 令和9年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和9年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法並びに燃料タンク周辺の燃料漏れ防止に係る基本車体構造が同一であるもの

317. 適用関係告示第19条第12項及び第21条第6項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

（新設）

- (1) 令和9年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
- (2) 令和9年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和9年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和9年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自

動車型式指定による取扱いを受けた自動車と頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

318. 適用関係告示第20条第29項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 (新設)

- (1) 令和9年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
(2) 令和9年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と後部座席に備える座席ベルトに係る性能が同一であるもの
(3) 令和9年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
(4) 令和9年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と後部座席に備える座席ベルトに係る性能が同一であるもの
(5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

319. 適用関係告示第20条第30項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 (新設)

- (1) 令和9年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
(2) 令和9年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と座席ベルトの非装着時警報装置に係る性能が同一であるもの
(3) 令和9年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車

- (4) 令和9年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と座席ベルトの非装着時警報装置に係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

320. 適用関係告示第27条第40項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和11年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和11年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和11年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と騒音防止装置に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和11年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和11年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和11年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と騒音防止装置に係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、型式認定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

321. 適用関係告示第21条第6項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和9年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和9年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和9年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和9年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱い

(新設)

(新設)

を受けた自動車

- (4) 令和9年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和9年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

附則（令和7年6月17日国自基第46号）

本改正規定は、令和7年6月17日から施行する。ただし、第294項から第300項までに係る改正規定は、令和7年6月23日から、第292項に係る改正規定は、令和7年7月6日から施行する。

附則（令和7年6月17日国自基第46号）

本改正規定は、令和7年6月17日から施行する。ただし、第294項から第300項までに係る改正規定は、令和7年6月23日から施行する。

附 則

本改正規定は、令和八年一月十一日から施行する。